八郷広報

発行所
八郷町役場
茨城県新治郡八郷町
大字柿岡2009
電話柿岡4・104・114・149番

印刷所
飯島印刷所
石岡市寺末町

戸数と人口
―7月末現在―

世帯数		5,698
人口	男	15,701
	女	16,513
	計	32,214

ハッパの音もいさましく東筑波にこだまする工事現場

東筑波林道工事 9月末完工へ急ピッチ

景勝をほこる東筑波にハッパの音が連日ひっきりなしにコダマする。これは湯袋峠～風返峠を結ぶ東筑波林道の最終工事800メートルの現場からひびくものである。9月末に完工して10月の観光シーズンに間にあわせると工事担当の塚谷建設ははりきっている。

集中豪雨被害の復旧事業

第七回臨時町議会できまる

町では七月二十九日の第七回臨時議会で三十六・六豪雨被害による農業関係復旧補助事業について次のとおり予算が議決されました。

被害農家の方々は、被害農作物の減産防止と経営の安定をはかるよう次の事項に留意し、該当者は補助金の交付を申請してください。

冠水、水稲病害防除
農薬購入費の補助

①補助対象水田は原則として七月一日現在の各地区区長の申告による被害者とその反別とする。ただし、一戸当り五アール以下の水田は除外する。

②補助対象となる農薬は水銀粉剤または、ボルドー液で使用量は十アール当り水銀粉剤三kg、ボルドー液七十リットルとする。

補助額はこれら市価々格百八十円の二十パーセント以内とし、農薬散布期間は被害直後より、七月三十一日までとする。

③本事業の対象面積は一応九万八十アールとし、その補助額は三十二万四千三百円とする。

④この事業を実施し、補助金の交付を受けようとする者は、各地区農協または役場経済課に備え付けてある補助金交付要項をご覧のうえ要項に示す書式により申請して下さい。

耕地復旧補助のあらまし

①補助対象耕地はこのほどの災害による国庫または、県費、災害復旧事業に該当しない、小規模の被害耕地で一ケ所の被害面積が、原則として五アール以上の耕地（田または畑）を被害直後から昭和三十七年三月三十一日までに原形に復したものとする。

②補助額は十アール当り一千円以内とし、町長の査定した額とする。

③本事業の対象面積は十ヘクタールとし、その補助額は十万円とする。

④この事業を実施し、補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付要項に従って事業実施計画書を町長あて提出してください。

町営 県営 国補事業は一億七千万円

国庫補助をうけて行なう災害復旧事業は次のとおりで、緊急を要するものから着工し三ケ年以内に完工する。

工事ケ処	工種ケ処数	地区
小川護岸	3（柿岡）	
小倉川	1（〃）	下林農道
塙橋	橋梁1（〃）	〃 水路
江垂耕地	1（〃）	桶川橋
姥坂線林道	1（小幡）	権現下橋
境橋	橋梁1（芦穂）	仏生寺農道
上寺線林道	1（〃）	仏生寺線林道
小屋橋	橋梁1（恋瀬）	朝日峠線
大増耕地	2（〃）	柴内線
太田農道	1（〃）	半田線
橋梁を含む水路	2（〃）	
〃	計 三十四ケ処（町営分）	
大塚水路	1（恋瀬）	
布野道路	1（瓦会）	
飯塚	〃 1（林）	
里	〃 1（〃）	
〃	水路 1（〃）	
〃	橋梁 1（〃）	
〃	1（〃）	
〃	1（〃）	
〃	1（小桜）	
〃	2（〃）	
〃	2（〃）	
〃	2（〃）	
〃	3（〃）	

36.6 豪雨災害復旧国補事業

町営公共土木施設	（12ヶ処）	7,036,000円
〃 農林水産 〃	（11 〃）	6,603,000
〃 民有林道	（11 〃）	2,524,000
〃 計		16,163,000
県営小川女渡橋上流		48,000,000
〃 大増治山		2,596,000
〃 恋瀬川半田		33,672,000
〃 恋瀬川下川橋下流		52,000,000
〃 恋瀬川八重・長堀		6,200,000
〃 川又川片野・川又		13,200,000
〃 計		155,668,000
町営県営合計		171,831,000

防火管理者制度が誕生

施設利用者の安全に

どんな施設に

防火管理者をおかねばならない場所は「多数の人が出入りしたり、勤務したり居住している防火対象物」となっています。では具体的にはどんな建築物を対象にするか列記してみますと

1劇場、映画館、公会堂または集会場
2キャバレー、カフェー、遊技場など
3待合、料理店、飲食店など
4百貨店、旅館、ホテル、寄宿舎など
5病院、診療所、養老、厚生施設など
6小・中・高校・大学・各種学校

どんな資格が必要か

防火管理者となるのには一定の資格が必要です。現在のところは資格のないものでも防火対象物の管理者として定め、所轄の消防長市町村長に選任届けをすれば、昭和三十七年三月三十一日迄は管理者くてはなりません。

管理者の職務

管理者は次のようなことについて、その拡充強化をはかったり、誠実に職務を行なわねばなりません。

①消防計画の作成
②消防、通報、避難の訓練を行なう
③消防用設備などの点検や整備
④火気の使用や取り扱いの監督
⑤そのほか防火管理上の必要な業務

これらのことについては町の消防団に連絡をとって適当な指導をうけるようにすることが必要です。

くわしいことについては役場におたずねください。

なお、この講習会を、九月下旬頃から一会場二日間の日程で行なう予定です。

消防法一部改正

こんどの消防法の一部改正によって、学校、病院、工場、興行場、百貨店など多数の人々が出入したり勤務したりする建物には、防火管理者を必ずおくことになりました。これは、多数の人々が利用する建築物（防火対象物）を火災から守って、利用するかたがたの安全をはかっていこうというねらいです。

会長に再び滑川氏

推薦委員きまり 第一回農業委員会ひらく

町農業委員会委員の任期満了にともなって一般選挙が行なわれ、二十一名の委員が決定したのは既報のとおりですが、このほど推薦委員十四名がきまり、三十五名の顔ぶれがそろった。

新委員による第一回農業委員会を八月七日に開催、会長に滑川好道、会長代理に富田長次郎両氏を再選、また県農業会議員に桜井嘉幸氏を選任した。

推薦委員の氏名は次のとおりです。

議会推薦委員

鈴木栄三	（芦穂）	
原田孟	（小幡）	
桜井嘉幸	（小幡）	
大槻茂男	（園部）	
飯島亮	（恋瀬）	
平忠	（柿岡）	
桜井源五左ェ門	（小幡）	
中島政雄	（芦穂）	
友部三男	（恋瀬）	
岡野長徳	（瓦会）	
鈴木幸七	（園部）	
市塚大喜	（林）	
滑川好道	（小桜）	

農業共済組合推薦委員

吉田李平

農業協同組合推薦委員

町税滞納整理期間 9月中

大口滞納を主に

町の滞納税金は総額八百余万円の多額で、町の台所に影響が大きく、完納者に対しても迷惑をかけております。

昭和三十六年度第一回定例議会に際し、総務委員会においても特に大口滞納者の完全整理実施の要望意見書が提出されました。税法の規定に従っての整理を九月中その期間と定めましたので、お互に明るい町建設のために、すみやかな事前完納をお願いいたします。

農地相談室 8月29日を開設

午前九時～午後四時まで八郷公民館で開設されます。

まちのわだい

桜井県議 訪ソの旅へ

地元選出の桜井平左ェ門県議は、八月十八日午後十時三十分に羽田をたって、三十五日間の日程でソ連をはじめ、ヨーロッパ諸国への旅路についた。

これは、「訪ソ建設事情視察地方議員団」として、全国の都道府県議会議員代表四十三名のうち、茨城県から参加する三名の一人に選ばれたもの。

三十五日の日程は、はじめソ連各地の建設、とくに道路や住宅など都市建設を見たあとフランス、イギリス、西ドイツ、デンマーク、スエーデン、インド、香港の農業事情を視察して九月二十一日午後十時二十分羽田空港帰着の予定です。

8月の納税 町民税 第2期 31日限り

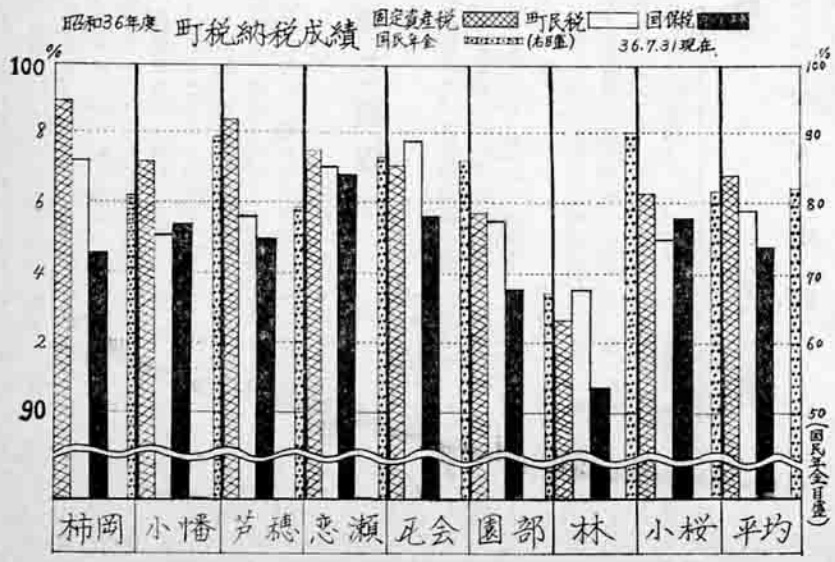

生活メモ

◇……ことしもまた、台風シーズンがやってきました。各家庭では、台風情報にじゅうぶん注意して、①暴風に戸障子を吹きぬかれることはないか、②屋根の瓦やトタンが吹きとばされるおそれはないか、③庭木がしげりすぎて吹き倒されたり、屋根にぶつかる危険はないか、④溝がつまって水はけが悪くなってはいないか、⑤床下へ雨水が流れこむことはないか、⑥浸水のおそれのある低地では、万一避難のときの準備ができているか、など万全の注意でしっかりした予防対策をたてて被害を最少限にとどめたいものです。

◇……九月十五日は「としよりの日」です。離れて暮している年とった父母、祖父母をはじめ肉親、知人、あるいは身よりがなくさびしい日々を養老院などで送っている人々へ郵便で慰めの言葉をおくりましょう。

早期栽培米　刈り取りから検査まで

本年産米の出荷期を目前にひかえて、準備に忙しい取り入れの時期となりました。干害そして水害と、大自然にいじめられた稲も、皆さんの努力がむくいられて豊作の実りが予想されます。

早期栽培米の不評を返上するため、次のことを守って品質の向上につとめましょう。

刈り取り

早期栽培のいねの登熟期間は、おおむね三十五日ぐらいで出穂すれば成熟期の予定がつきます。しかし、登熟は年によって違うので日数だけで決めることは適当でなく、いねの穂のみのり具合を調べて判定します。

大部分のもみと穂軸が黄変して、穂首にわずかに緑色が残るころを成熟期とみなし、刈り取りましょう。

刈り取りが遅れると倒伏したり、穂首が折れたり、また立毛のまま乾燥が進み胴割れが生じます。

稲架乾燥

早期栽培による稲の架干しは三日～四日で充分ですが、①稲束は大きすぎないよう一束は三つかみ程度とする。②穂さきが地面に接しないようその間は二十センチ以上にする。③かけ方は七分三分がけとし、七分三分を交互にする。④オダがたおれないよう支柱を充分にする。

刈り取ったときのもみのかわき具合は、その時期と当日の天候によって違うが、大体二十～二十五パーセントの水分を含んでおり、オダがけで十七～十八パーセント程度に乾燥されればよいわけです。普通一週間以上おくと胴割米の発生原因になります。

もみの乾燥

オダがけで水分十七～十八パーセント程度に乾いたもみを、検査規格までに干上げるには、ムシロ干しの場合八～九月ごろの暑い日なので厚干しとし、一枚のムシロに十五～十八リットル（八・三升～一斗）位とし、晴天は一日で干上げる。

一日干しの手返しは、午前中三回、午後四回以上やり、日中十時～午後二時ごろまでムシロおおいをした場合は二日干しとする。

もみの表面の温度が三十八～四十度以上になると胴割れができる。これは通風乾燥機で乾燥するときも同じです。

ムシロ干しで三十八～四十度にもなるのは八月下旬から九月中の晴天の日のちょっとの時間ですが、手返しは一時間毎にやることが好ましい。

また、乾燥の際に地面から湿気をすうことや、土砂の混入をふせぐため麦わらか古俵などで下敷きをして下さい。

もみずり調整

もみずりは下見を受け、①乾燥不良もみは、絶対にもみずりしない。②もみずりまえには、必ずトウミにかける。③乾燥直後、もみの暖かいうちは、もみずりしないで冷却後行なう④もみは一回通しで八十%くらいすれる程度にする。⑤クズ米は万石米選機で完全にとりのぞく。―など、もみずり調整のときに守っていただきたい。

包装荷づくり

戦中戦後の資材不足の時代と違って、米は立派な商品として政府に売り渡すものです。

茨城米の包装の一番悪い点は、なわの細いことです。小口かがりなわは九ミリ（三分）横なわは十一ミリ（三・五分）です。太めになってズリカケ、引きのばしをしたなわを使って下さい。

荷づくりの際の注意点は、

①小口かがりなわの結び方は規定通りに、小口は〈こむよ〉うにする。②できあがりは、まゆ型で七十六センチ（二尺五寸）です。③規格に合わない「荷づくり方法」または、細いなわで荷づくりされたもの、検査のとき改装の上正規のなわで荷づくりの手直しをされるので注意願います。

検査

▽検査場所で不足米を足したり、包装の手直しをやめましょう。

▽荷ふだは規定のところにより巻きつけること。

▽皆がけはあらかじめ一俵ごとに計量の上、荷ふだ裏面に実キロ数を記入してください。

▽期末には多量出荷が予想されますので、早めに出荷してください。

▽期末の〆切時間はかたく守ってください。

目標が達成されません。つまり生産と消費を結ぶ流通過程を合理化し、農産物の価格の安定と農業所得の確保について施策を講ずることとするのです。

以上のような施策を講ずるのは、国なり、地方公共団体の仕事ですが、それが上から天下り的になされるのであってはならないとともに、根底において農家の方々の努力があり、それと相まって、すすめるべきものです。そうすることにより農家の所得倍増、ほかの産業との生活水準も同じくし、明るい文化的農村建設も、遠い夢ではないことでしょう。

（おわり）

＝農業委員会事務局＝

にぎわう湯袋高原

湯袋高原は東筑波の観光開発が進むにつれて訪れる人がふえる。研修所から湯袋ダムの附近はキャンプに好適。（夏休みの学生でにぎわう湯袋高原）

解説　農業基本法のあらまし（下）

協業助長で所得を確保

次に農業構造の改善ですが、わが国の農業は小規模経営のため、生産性を低くしている主な原因です。

そこで農業構造の改善を大きく取り上げ、まず家族農業を近代化して、その健全な発展をはかることとしています。（第十五条）

なお、自立経営の育成と関連して、相続にあたって農業経営が細分化されることを防止するため、経営がなるべく一人に引きつがれるようにするという趣旨の規定を設けています（第十六条）

つぎは協業の助長です。いま述べたように、まず家族農業経営を育成するのですが、経済の発展とともに、家族経営のみでは正常な生産や、所得を確保することが困難となってきていますので、協業が重要になってきます。これがために農地法を改正して一定の要件をそなえた法人による農地などの権利取得を認めるようにし、なおその場合、協同組合組織によって協業することも、有限会社などの形態をとることも、いづれも選択できるように考えています。

これらは、いづれも農地が基盤ですから、これを構造改善に資する方向に流動化するようにすることが必要です。そこで当面、農協の信託事業を活用し、農地を売りたい、貸したいという者から、信託を引き受けて、農協が適当と認める者を選ぶという制度を設けることにしました。（第十七条）

このように生産や、構造に関する施策が講ぜられ、生産性が向上しても、生産物の価値が正当に実現されなければ

△受検者は必ず立会いましょう。

＝職員人事異動＝

小幡、芦穂、瓦会、林、小桜の各連絡所の廃止と勧しょう退職法による退職にともなって、七月二十日付で、次のように異動が発令されたなお、恋瀬と園部の出張所は、従来どおり業務を行なっている。―カッコ内は旧職名―

住民課長　皆川誠一郎（出納室長）
出納室長　加藤　茂（住民課長）
保険衛生課　大関　重男（農委事務局長）
農業委員会　友部　正（建設課）
秘書公聴課　吉田農夫雄（住民課）
建設課　杉山玉治（秘書公聴課）
秘書公聴課　鈴木修照（瓦会連絡所）
保険衛生課　富山一成（建設課）
社会課　鈴木千代子（保険衛生課）
総務課　根本　俊（税務課）
議会事務局長　赤羽根実（総務課）
税務課　鈴木伊之助（芦穂連絡所）
社会課　赤羽根重次（林連絡所）
住民課　河村照如（小桜連絡所）
保育所長　粟野　昇（教育委員会）
住民課　永山文子（建設課）
住民課　坂川広雄（税務課）
教育委員会　石田道夫（議会事務局長）
税務課　足立知津子（秘書公聴課）
教育委員会　関　香椎（社会課）
建設課　佐藤悦子（秘書公聴課）
農委事務局長　佐藤晴男（農業委員会）
退職　鎌田好男（社会課）
退職　塚田光子（住民課）

▽八月一日付

秘書公聴課　高橋和子（新採）
秘書公聴課　小野瀬しげ（新採）

健保

夏から秋の伝染病　繁殖最盛期の蚊・ハエを退治

残暑とはいっても九月になれば、さすが朝夕のすずしさは目立ってきます。

だが、反面この時期は、伝染病を媒介する蚊とハエのもっとも繁殖する悪い季節でもあります。

それは、日本脳炎を媒介することで知られ、主として人間や動物を刺すアカイエカは、夏から秋にかけてさかんに繁殖するし、疫痢や小児マヒなどの口から入る伝染病を媒介するうるさいハエは九月・十月になると、春にも増して繁殖するからです。

夏以上に蚊とハエの駆除運動を展開する一方、伝染病に対しての認識を、さらに深めて健康な毎日を送りたいものです。

―**疫痢**―かかりやすい年令は、二才頃から小学六年生位までで、たまには十三・四才位でもこの病気で、突然死亡することがあります

症状は、元気で遊んでいた子供が、ひるねなどをしたあとで、元気がなくなり、体温が三十九度位あり、はきけや下痢をすることがあり、しだいに体温は上昇して四十度以上にもなり、意識もこんだくし、「うわ言」を言うようになり、「ひきつけ」たりします。

応急処置は①至急に医師の往診をたのみ、②浣腸の用意があれば行なうのもよい。この場合、便は粘液や血液がまじった悪臭があるものが出る③頭に氷枕をする。④ひきつけた場合は、口中に鉛筆またはわりばしなどに脱脂綿を巻き、舌をかむことを防ぎ、医師を待ちます。疫痢は抗性物質（クロマイなど）が非常に有効ですから、手当てが早ければ必ず一命をとりとめることができます。原因は、赤痢菌が食事と共に、口中に入ることによるものです。

―**小児マヒ**（ポリオ）―ここんだりするため、抱かれるこ　とや、とくに赤ちゃんはおむつの取り替えを痛がってきらうことが多い。この初期症状が過ぎて熱がさがると、手や足にマヒがきて、動かなくなり、初めて小児マヒと気付くことが多い。

原因はポリオビールスといって、細菌より小さく流感と同じに、普通の顕微鏡では見ることの出来ない小さいもので、手などから口に入り、病

これら伝染病の予防は、手洗いの励行と、ハエや蚊を退治することによって防止することができるものです。

短歌

金指　関口和昭

○誰よりも働ける身を保持したし　無学を人に笑われて来て

○追われ出し盲乞食とその家の豪華な倉を見くらべてみぬ

細谷　金沢翠柳

○テスト受くる子を待ち佗びて校庭のベンチに沼の風をうけ居り

○混みあへるバスに酔ひしをいたわりて吾子は扇子であふぎ呉るゝも

俳句

金指　関口和昭

「鳴けぬ蝉」

○夏蚕育つ病者を土間の隅に寝せ

○恵子ごろ寝汗と十円握りしめ

○講師の眼の熱きに見られ蝉鳴けず

細谷　金沢翠柳

○眉濡らし口づけに飲む岩清水

○登山宿女の客もほつほつと

○雲の峯大杉またも鷹を生む

「桜井県議壮行会」　滝田玉水

○ワイシャツに汗滲ませて壮行の辞

○月の句を朗誦するも町の為め

○ジッと聴く耳にかすかな涼風が

○鼻頭ビールの泡を止め居り

小塙　岡野道男

○夏の蝶ロマンスカーに高く舞ふ

○蝉しぐれ馬引入るる松の中

○螢呼ぶ子らの手団扇あちこちに